

平成23年3月24日

財務省主計局 主計官

中井 徳太郎 様

社団法人日本農業法人協会

会長 松岡 義博



東北地方太平洋沖地震に関する緊急課題について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、多数の死傷者がでるとともに、農業関係においても農作物、農業用施設等に未曾有の甚大な被害が生じました。

被災した農業法人を含む農業者が一日も早く経営を再開し、その経営が安定するよう、下記の対策を講じられるよう要望いたします。

記

1. 被災者の債務について償還期限の延長や金利の減免等償還条件の緩和について円滑に対応すること。
2. 農林水産関係災害復旧資金の超低利融資枠の確保と貸付限度額の引上げ等の資金支援を講じること。また、無担保・無保証等により保全について緩和するとともに風評被害による損害についても貸付の対象とすること。
3. 被災地の地方銀行及び信用金庫等に対して、災害復旧のための短期運転資金について、円滑な融資実行を指導願いたい。
4. また、日本政策金融公庫等の公的金融機関による運転資金制度の弾力的な運用を指導すること。

以上